

横浜市障害者自動車改造費助成事業実施要綱

制 定 昭和50年2月1日

最近改正 令和6年6月24日 健障自第817号（局長決裁）

（目 的）

第1条 本事業は、障害者が移動手段として自動車を使用する場合、その改造費用又は改造された自動車を購入する費用を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第2条 本事業において、障害者が自ら運転する自動車を改造する場合（以下「本人運転」という。）の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自動車改造完了時及び申請時に横浜市内に居住し、かつ申請時に身体障害者手帳の交付を受けている1級から3級の上肢・下肢又は体幹機能障害者
- (2) 自ら又は同一世帯の者が所有し、自ら使用、運転する自動車（道路運送車両法にいう普通自動車、小型自動車及び軽自動車）の操向装置及び駆動装置等の一部を免許の条件により改造が必要な者、座席の昇降、移乗、固定に要する移乗装置の改造が必要な者、又は車いす収納装置の改造が必要な者
なお、車両については、すでに改造された車両を購入する場合も含む。また、割賦購入契約等により購入している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該同一世帯の者の氏名が記載されているものは、当該車両を同一世帯の者が所有しているとみなす。（事業用を除く）
- (3) 申請時における当該障害者が属する世帯の最多収入者の前年（1月から6月までの間に申請を行う場合は、前々年）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

2 本事業において、自ら運転が不可能な障害者の移動のために同一世帯の者が運転する自動車を改造する場合（以下「介護者運転」という。）の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自動車改造完了時及び申請時に横浜市内に居住し、かつ申請時に身体障害者手帳の交付を受けている自ら運転が不可能な1級から3級の下肢又は体幹機能障害者（65歳以上で同手帳を取得した者を除く）と同一世帯の者
- (2) 同一世帯の者が所有し、使用、運転する自動車（道路運送車両法にいう普通自動車、小型自動車及び軽自動車）で、当該障害者の移動のために座席の昇降、移乗、固定に要する移乗装置、又は車いす収納装置の改造が必要な者
なお、車両については、すでに改造された車両を購入する場合も含む。また、割賦購入契約等により購入している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該同一世帯の者の氏名が記載されているものは、当該車両を同一世帯の者が所有しているとみなす。（事業用を除く）
- (3) 申請時における当該障害者が属する世帯の最多収入者の前年（1月から6月までの間に申請を行う場合は、前々年）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

（助成対象経費及び助成対象経費の限度額）

第3条 本事業の助成対象経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本人運転の場合 操向装置、駆動装置、移乗装置及び車いす収納装置の改造に要する経費
改造された自動車の購入の場合は、標準仕様の自動車車両本体価格との差額
- (2) 介護者運転の場合 移乗装置及び車いす収納装置の改造に要する経費
改造された自動車の購入の場合は、標準仕様の自動車車両本体価格との差額

2 助成対象経費の限度額は、20万円とする。

(助成率及び助成の限度額)

第4条 本事業の助成率は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護世帯及び市民税非課税世帯 助成対象経費の10分の10(100円未満切捨て)
- (2) その他の世帯 助成対象経費の10分の9(100円未満切捨て、助成の限度額は18万円とする。)

(申請)

第5条 本事業の助成を受けようとする者は、自動車改造完了後1年以内に、申請書(第1号様式)に、次の書類を添付して、居住区を所管する福祉保健センター長に提出する。

- (1) 自動車改造費の明細書
- (2) 当該自動車の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- (3) 自己の属する世帯の前年の所得を証明する書類
- (4) 改造された自動車を購入する場合は、標準仕様の自動車車両本体価格の見積書

2 福祉保健センター長は、申請書受理の際、自動車運転免許証、自動車検査証及び身体障害者手帳の提示を求め、申請書の記載事項と照合確認のうえ市長に進達するものとする。

3 本事業の助成を受けた者が再度の申請をする場合、前回の申請日から起算して5年を経過した日から申請することができるものとする。ただし、障害状況の変化などにより改造の必要性を市長が特別に認めた場合には、申請することができる。

(調査)

第6条 福祉保健センター長は、前条に基づき申請を受けた場合、助成金の交付決定に必要な所得及び課税状況の調査を行うものとする。なお、本市課税台帳の調査により、交付決定に必要な所得及び課税状況が確認できる場合は、前条第1項第3号の書類の提出を省略することができるものとする。

(交付可否の決定)

第7条 進達を受けた市長は、審査のうえ助成金の交付を決定したときは交付決定通知書(第2号様式)を、交付しない旨の決定をしたときは申請却下通知書(第3号様式)を、福祉保健センター長を経由して当該申請者に送付するものとする。

(助成金の請求及び支給)

第8条 交付決定を受けた申請者は、助成金交付請求書(第4号様式)を、市長に提出する。

2 市長は前項の請求に基づき助成金を支払うものとする。

(関係機関との調整)

第9条 福祉保健センター長は、本事業の実施にあたり、改造を行う業者及び関係機関と連絡を密にするものとする。なお、助成金の交付決定の際、必要があると認めるときは、改造を行う業者及び関係機関に改造内容の確認を行うことができる。

附 則

本要綱は、昭和50年2月1日から施行する。

附 則

本要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行し、平成 14 年 6 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、再申請をするもので前回の申請日が平成 21 年 3 月 31 日までのものについては、第 4 条 3 項による再申請の 5 年経過を要件としない。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 22 年 3 月 31 日までに改造完了された本人運転の操向装置、駆動装置の申請が、この要綱の施行日以降のものは変更前の上限額を適用する。

附 則

本要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 28 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 29 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、車いす収納装置の改造については、改造完了後 5 年以内かつ平成 31 年 3 月 31 日までの申請を限度に、遡及して助成の対象とする。なお、再度の申請については、同条第 3 項の規定のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、令和 6 年 6 月 24 日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

障害者自動車改造費助成金交付申請書 (□本人運転 □介護者運転)
(□改造 □福祉車両購入)

横浜市 長

(フリガナ)

申請者氏名 (年 月 日生)

(〒 -)

住所 (Tel :)

次のとおり障害者自動車改造費助成を申請します。

※ 障害者自動車改造費助成金交付申請に際して、交付決定に必要となる対象者及び世帯員の所得状況を課税台帳により確認すること並びに改造を行う業者及び関係機関に改造内容の確認を行うことに同意します。

障害者氏名		介護者氏名 (介護者運転の場合)			
手帳番号		市・都・道・府・県 第 号			
障害名・等級		(級)			
外出時の移動手段		車いす・バギー・ストレッチャー・その他 ()			
移乗にかかる状況		<input type="checkbox"/> 【本人運転の場合】 <input type="checkbox"/> 運転席への移乗が困難 <input type="checkbox"/> 【介護者運転の場合】 <input type="checkbox"/> 助手席及び後部座席に移乗が困難 <input type="checkbox"/> 助手席または後部座席に (車いす・バギー・カーシート・ストレッチャー) の固定が必要 <input type="checkbox"/> その他 ()			
免許証	免許証番号				
	免許の種類及び条件	(本人運転の場合のみ記入)			
自動車検査証	所有者名				
	使用者名				
改造 (購入) 車名・型式					
改造内容 (購入車の仕様)					
改造 (購入) 経費		円			
改造完了年月日 (納品日)		年 月 日			
過去の改造費助成の有無		あり (改造内容 : 申請年月日 :) ・ なし			
世帯の状況	氏名	続柄	市町村民税課税の有無	前年の所得金額 (1月から6月の申請の場合は前々年)	受付印 (区使用欄)
		本人	有・無	円	
			有・無	円	
			有・無	円	
		有・無	円		

(添付書類)

申請にあたっては、次の書類を添付してください。

- 市外転入の方は、申請者の属する世帯の前年 (1月から6月の申請の場合は前々年) の所得を明らかにする書類 (課税証明書又は確定申告書の写しなど。)
- 改造の場合は、改造費用の明細書 (請求書、領収書、納品書などで、改造の内容と費用がわかるもの。見積書は不可。) 福祉車両購入の場合は、購入した福祉車両の基となる標準仕様の自動車の見積書と、購入した福祉車両の請求書、領収書、納品書のいずれか
- 当該自動車の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- 運転免許証の写し

(第2号様式)

第 年 月 日
号

様

横浜市長

印

障害者自動車改造費助成金交付決定通知書

先に申請のありました障害者自動車改造費助成（本人運転 ・ 介護者運転）
について、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

1 助成交付金額

¥

2 助成対象（車名・型式・改造部位等）

3 虚偽又は不正な申請により助成金を受けた場合は、助成金交付決定を取り消
す場合があります。

(第3号様式)

第 号
年 月 日

様

横浜市長 印

障 害 者 自 動 車 改 造 費
申 請 却 下 通 知 書

先に申請のありました障害者自動車改造費助成につきましては、審査の結果、次の理由により助成できませんのでご了承ください。

却下の理由

(第4号様式)

年 月 日

横浜市長

(請求者)

住所 〒

氏名

印

障 害 者 自 動 車 改 造 費
助 成 金 交 付 請 求 書

障害者自動車改造費助成金を下記のとおり請求します。

請求金額 ¥ _____

<振込口座>

銀行名		支店名	
(金融機関コード)		(支店番号)	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号 (右づめ)	
フリガナ			
口座名義人			

(留意事項)

- ※ 請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。
- ※ 口座確認書類(通帳またはキャッシュカード等)の写しを添付してください。

<受領委任欄>

(請求者と異なる口座の場合は、下記にも記入・押印してください。)
障害者自動車改造費助成金については、上記口座にお振り込みください。

氏名 _____ 印 _____